

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）における「市町村子ども・子育て支援事業計画」の算出方法

参考資料3

項目		事業説明	提供区域 単位	量の見込み 算出方法	確保数 算出方法
人口推計（0～11歳）			行政区 人	<p>前年の一歳下の児童数※1 × 変化率※2 + マンション開発による増※3</p> <p>※1 0歳児は、前年出生数※4を使用。</p> <p>※2 生残率(1年後の生残率) × 移動率(1年後に転出入する率。H26～30の平均)</p> <p>※3 2DK以上の戸数 × 世帯人員 × 年齢別按分</p> <p>※4 15～49歳の女性人口 × 出生率(H26～30の平均)</p>	
就学前のこどもにかかる教育・保育 (幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業)	1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、学校教育を希望する人が利用する施設	行政区 人	<p>《0～5歳児の年齢ごとに算出》 就学前児童数 × 保育率※</p> <p>※</p> <p>＜2号（幼稚園希望を除く）、3号＞ 保育率 = 利用希望者 / 就学前児童数 H26～30の保育率から回帰分析により将来保育率を見込む</p>	<p>＜2号（幼稚園希望を除く）、3号＞ 量の見込みが確保の内容を上回る場合は、次の順で入所枠を確保</p> <p>1 既に、保育所等の設置が確定しているものを反映</p> <p>2 他区施設利用実績が多い区は、区間調整を考慮</p> <p>3 特定の年齢の入所枠が不足する場合は、既存施設を活用※</p> <p>4 幼稚園の認定こども園移行調査を反映</p> <p>5 上記の調整後も不足する場合 0～5歳は、保育所を整備 0～2歳は、地域型保育事業所を整備 ※面積基準緩和、期間限定保育など</p> <p>＜1号、2号（幼稚園）＞ 新規の整備を行わず、不足分は区間調整で対応</p>
	2・3号認定	小学校就学前のこどもで、保育の必要性がある人が利用する施設等	行政区 人	＜1号、2号（幼稚園）＞ 3～5歳の全体保育率から、2号（幼稚園希望を除く）を引いて残りから算出。	
地域子ども・子育て支援事業	① 延長保育事業	通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を行う。	行政区 人	<p>・各区の延長保育利用率平均（H27～29）を算出（実利用数／在籍人数）</p> <p>・その数値（平均）を別途見込む2・3号の量の見込みに乗じて算出</p>	<p>・各区の延長保育利用率平均（H27～29）を算出（実利用数／在籍人数）</p> <p>・その数値（平均）を別途見込む2・3号の確保数に乗じて算出（保育所等の入所児童に対する事業であるため）</p>
	② 児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業 (低学年・高学年)	放課後や長期休業期間において、こどもが安全に伸び伸び遊んだり、さまざまな活動を体験できる場づくりを推進する。	行政区 人	<p>低学年：【ニーズ調査結果より】 年齢別推計人口(各区：小学生) × 家庭類型(A B C E) × 利用意向率 = ニーズ量</p> <p>高学年：ニーズ調査結果が実績と著しく乖離するため、平成30年度実績に、低学年のニーズ量の増減率を乗じて算出</p>	量の見込みと同数 (「児童いきいき放課後事業」が全児童対策として実施しているため。)

項目		事業説明	提供区域 単位	量の見込み 算出方法	確保数 算出方法
地域子ども・子育て支援事業	③ 子育て短期支援事業 (子どものショートステイ事業)	保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、1週間以内を原則とし宿泊を伴う形で児童養護施設等で就学前のこどもを預かる。	市全域	【ニーズ調査結果より】 年齢別推計人口(各区: 0~5歳) × 家庭類型(すべて) × 利用意向率 × 利用意向日数(※) = ニーズ量 ※利用意向日数を算出する際の利用日数の上限を過去実績から25日に設定。 ★実施施設が偏在し、利用の圏域がなく、区別に見込むことが困難であるため、大阪市全域で見込む。	量の見込みと同数 (実施施設の空き状況等によるが、実施施設において、量の見込み分の枠を確保できる見込みのため) ★量の見込みが大阪市全域で見込むこととしているため、大阪市全域で見込む。
	④ 地域子育て支援拠点事業	保護者やこどもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会を提供すると共に、地域における子育て関連情報の提供を行う。また、子育てに関する身近な地域での相談や支援を行うと共に、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行う。	行政区 (量) 人日 (確保)か所	【ニーズ調査結果より】 年齢別推計人口(各区: 0~2歳※) × 家庭類型(すべて) × 利用意向率 × 利用意向日数(※) = ニーズ量 ※保育所等を定期的に利用する者を除外する。 利用意向日数はニーズ調査該当者数の平均日数であるが、1人あたりの上限をひと月20回(5日×4週)とする。	確保数は、1施設あたり1日14.5人、開館日数を年241日として区ごとに見込む。 (平準して利用があった場合は、確保する施設数で対応が可能である)
	⑤ 一時預かり事業 (幼稚園在園児) 1号認定による利用 2号認定による利用	地域の実態や保護者の要請により、幼稚園で教育時間終了後や長期休業中に希望する人を対象に預かり保育を行う。	行政区 人日	1人あたり、年間利用日数(H30実績) × 推計年度の「1号+2号(幼稚園希望)数」 = ニーズ量 ※市全体のニーズ量を基に「1号+2号(幼稚園希望)」の量の見込みと同じ割合で按分	量の見込みと同数 (幼稚園に利用している者が対象であるため)
	⑥ 一時預かり事業 (幼稚園在園児対象以外)	保護者が病気や仕事などにより、断続的または緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とするとき、保育所等で昼間に就学前のこどもを預かる。	行政区 人日	【ニーズ調査結果より】 年齢別推計人口(各区: 0~5歳※) × 家庭類型(すべて) × 利用意向率 × 利用意向日数(※) = ニーズ量 ※保育所・幼稚園等を定期的に利用する者、ファミサポ、ベビーシッター等を必要とする者を除外する。また、利用意向日数は、家庭類型別に上限を設定し、0歳児については、利用月齢を考慮して設定	量の見込みと同数 (量の見込みに応じた供給体制の確保を行うため。)

項目			事業説明	提供区域 単位	量の見込み 算出方法	確保数 算出方法
地域子ども・子育て支援事業	⑦ 病児・病児後保育事業	病児・病後児対応型	こどもが病気又は病気の回復期のため、保育所などに通うことができず、また保護者の仕事の都合等で家庭で保育ができない場合に、回復するまでの数日間こどもを預かることで、仕事と子育ての両立を支援する。	市全域	【ニーズ調査結果より】 年齢別推計人口(各区: 0~5歳) × 家庭類型(A B C E) × 利用意向率 × 利用意向日数 = ニーズ量	量の見込みと同数 (量の見込みに応じた供給体制の確保を行うため。)
				人日	※日頃こどもの面倒をみてもらえる有無で、「いずれもいない」と回答した者を対象者とする。また、利用意向日数については、実際の利用実績をふまえ上限を設定	※実施施設に利用の圏域がなく、区別に見込むことが困難であるため、大阪市全域で見込む。
	⑧ ファミリー・サポート・センター事業 (就学前・学童期)	体調不良児対応型	保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなどの体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行うことで、仕事と子育ての両立を支援する。	行政区	令和4年度新規事業であるため、計画策定時においては、数値を算出していない。	量の見込みと同数 (利用可能な環境を整備するため、引き続き、提供会員の確保を行う。)
				人		
	⑨ 利用者支援事業		こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う。	行政区	【市全体（就学前）】 該当年度推計人口 × H30推計人口と実績の割合(14.13%) × 伸び率(H29→H30)(1.004) = ニーズ量	量の見込みと同数 (利用可能な環境を整備するため、引き続き、提供会員の確保を行う。)
				人日	【市全体（学童期）】 該当年度推計人口 × H30推計人口と実績の割合(2.98%) × 伸び率(H29→H30)(0.959) = ニーズ量 ※市全体のニーズ量を基に各区のH27~H30の平均実績（活動件数）をもって按分	
	⑩ 妊婦健康診査事業		妊婦が妊娠期間中に受けすることが望ましい健康診査の公費負担の実施により、定期的な受診を促し、妊娠高血圧症候群や妊娠貧血等の健康上の問題を早期に発見し、早期に対応することで、妊婦の健康管理の向上を図り、妊婦が安心して妊娠出産することができるよう支援する。	行政区	現在実施している各区1か所を継続して設定	量の見込みと同数
				か所		
				行政区	・過去5年(H26~30)の妊娠届出数及び0歳児人口の比率(1.12)から、妊娠届出数推計を算出(0歳児推計人口 × 1.12 = 妊娠届出数推計値)	
				人回	・妊娠届出数推計から算出した公費負担回数14回分の健診延べ回数に過去5年平均受診率(82.66%)を乗じて算出	

項目		事業説明	提供区域 単位	量の見込み 算出方法	確保数 算出方法
地域子ども・子育て支援事業	⑪ 乳児家庭全戸訪問事業	<p>出産直後の最も育児不安の高い新生児期から3か月児健康診査までの時期は、大半を家庭内で過ごすことが多く、産後うつや児童虐待を発症する可能性が高くなることから、出産後の家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞く。</p> <p>子育てに関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを早期に利用できるよう取り組み、育児不安の解消を図る。</p>	行政区 人	0歳児推計人口 × 過去5年(H26～30)の平均訪問実施率(92.66%)	
	⑫ 養育支援訪問事業 (子ども家庭支援員)	<p>軽度の虐待経験のある家庭や虐待のおそれのある家庭、児童養護施設等を退所後のアフターケアが必要な家庭への相談・助言、養育支援を行う。</p>	市全域 人	前年度の実績 × 1割(H29→H30の伸び率)	
				※対象となるケースにおいて、個々の危険度レベルに応じた訪問回数をその都度設定するためケースにより1か月の訪問回数に違いがあったり、区間転居等により年度や各区によっても対象となるケースにはばらつきがあり、区別に見込むことが困難であるため、大阪市全域で見込み数を設定する。	
	⑫ 養育支援訪問事業 (エンゼルサポートー)	<p>出産後間もない時期の家庭に対する簡単な家事援助や、虐待のおそれやリスクがある家庭への家事援助を行う。</p>	市全域 人	前年度の実績 × 1割(H29→H30の伸び率)	
				※対象家庭として、産褥家庭と養育支援家庭があり、産褥家庭においては当事者より直接の申請により派遣を行っているため、各区において把握できず、大阪市全域で見込み数を設定する。	
	⑬ 養育支援訪問事業 (専門的家庭訪問支援事業)	<p>ハイリスク妊婦・未熟児・母子訪問等において、子育て支援が必要な養育者に対して、保健師、助産師による相談・指導、養育支援を行う。</p>	市全域 人	0歳児推計人口 × 過去5年(H26～30)の平均利用率(2.43%)	
				※件数が少なく、年度によりバラツキがあるため、大阪市全域で見込む。	
	⑯ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する。	—	「量の見込みと提供体制の確保の内容」を定める事業の対象外	